

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領
建設工事関係

厚生労働省において、平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請（建設工事関係）の申請用紙による受付は、下記要領により行います。

（注） 国土交通省による、「平成25・26年度定期競争参加資格インターネット一元受付」により、厚生労働省に申請している場合は、申請用紙による申請は、不要です。

記

- 1 有効期限 平成25年4月1日から平成27年3月31日
※ 随時申請の場合は、厚生労働省が通知する「資格審査結果通知書」を付与した日から平成27年3月31日
- 2 申請期間
 - （1） 定期申請 平成25年1月4日から平成25年1月22日
※ 当該期間を過ぎて提出された申請分については平成25年4月1日以降の随時申請としての取扱いとし、平成25年5月1日から有効となります。
 - （2） 随時申請 定期申請期間終了後随時
- 3 申請用紙等について
別表「厚生労働省資格審査ブロック表」受付部局において配付する申請用紙又は、厚生労働省ホームページからダウンロードした申請用紙を使用して下さい。
返信用封筒、切手は必要ありません。
- 4 提出書類等
 - （1） 一般申請の場合
 - ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1） [正副1部]
 - ② 営業所一覧表（様式2） [正副1部]
 - ③ 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、平成24年7月1日付けで改正された基準による経営事項審査を受けているもの。ただし、平成24年7月1日付けで改正される前の基準に基づいて受審した経営事項審査（平成23年6月30日以降を審査基準日とするもの）において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く。以下同じ。）の写し [2部]

④ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（その 3）、（その 3 の 2）、又は（その 3 の 3）のいずれか）で、発行日から 3 か月以内のものに限ります。 [1 部]

※ ③、④については、ほぼ原寸大で、内容が鮮明である場合、写しによることができます。

(2) 共同企業体として申請する場合

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式 1） [正副 1 部]

② 営業所一覧表（様式 2） [正副 1 部]

③ 総合評定値通知書の写し [2 部]

④ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（その 3）、（その 3 の 2）、又は（その 3 の 3）のいずれか）で、発行日から 3 か月以内のものに限ります。 [1 部]

⑤ 建設共同企業体協定書の写し [1 部]

⑥ 共同企業体等調書（様式 3） [正副 1 部]

なお、②から④については、各構成員に係る書類を提出して下さい。

※ ③、④については、ほぼ原寸大で、内容が鮮明である場合、写しによることができます。

※ (2) の申請をする場合においては、申請する工事種別について、当該共同企業体等を構成する申請者のいずれかが、単体で同一の工事種別の競争参加資格を得ていないこと。この場合、単体での該当する工種の競争参加資格を取り下げる必要があるため、「変更届」を提出し、工種の取り下げを行って下さい。

(3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合で、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が官公需適格組合として証明した組合として申請する場合

(1) に基づく書類及び共同企業体等調書（様式 3）を提出して下さい。

なお、(1) ②から④については、組合及び組合員に係る書類を提出して下さい。

5 提出書類の作成方法 別紙のとおり

6 申請の方法

別表「厚生労働省資格審査ブロック表」を参照し、本社（店）のあるブロック内のいずれかの受付部局へ持参申請して下さい。

一部局へ申請するだけで、申請書「19 ③申請を希望する部局」に記入した部局（ブロック）の競争参加資格が得られますので、他ブロックへの申請は不要です。

7 注意事項

提出書類の各様式は、ボールペン等（鉛筆は不可）により楷書で記入して下さい。

なお、提出書類に用いる文字は、JIS 第一水準・第二水準に規定されているものに限りますので、それ以外の漢字については類似漢字若しくは仮名に置き換えて下さい。

8 変更の届け出について

厚生労働省から資格審査結果通知を受けた後に、以下の事項について変更が生じた場合は、様式7に必要な書類を添えて、申請書を提出した受付部局へ速やかに変更届を提出して下さい。

なお、今回、国土交通省による「平成25・26年度定期競争参加資格インターネット一元受付」により申請した方は、別表「厚生労働省資格審査ブロック表」のうち最寄りの受付部局へ変更届を提出して下さい。

【変更届出事項】

- ① 住所及び電話番号（FAX番号を含む。）
- ② 商号又は名称
- ③ 営業所の名称、住所及び電話番号（FAX番号を含む。）
- ④ 競争参加資格希望工種区分（資格決定後、新たに建設業の許可を受けた工種について審査を受けた者に限る。）
- ⑤ 申請を希望する部局
- ⑥ 廃業（全廃業の場合又は経常共同企業体で申し込むための参加資格の取り下げの場合。）

※ 上記以外については、届け出の必要はありません。

（例）

- ① 代表者の変更
- ② 建設業許可に係る変更（許可の更新、知事許可から大臣許可への変更、等）
- ③ 廃業（一部業種廃業のみの場合。）
- ④ その他、上記【変更届出事項】によらない変更届

【提出書類】

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事）（様式7） [1部]

【添付書類】

- ① 住所及び電話番号（FAX番号を含む。）、商号又は名称の変更の場合
 - ア 法人の場合（本社・本店、支店・営業所全て同様とする。）
商業登記簿の謄本（又は抄本） [1部]
 - イ 個人の住所に係る変更の場合
住民票 [1部]

※ ア・イとも、ほぼ原寸大で、内容が鮮明である場合、写しによることがで

きます。

- ② 競争参加資格希望工種区分の変更の場合
総合評定値通知書の写し [1部]
- ③ 申請を希望する部局の変更の場合
総合評定値通知書の写し及び営業所一覧表(様式2) [各1部]

9 再審査の取扱いについて

競争参加資格を得た者が、以下の(1)～(3)の事由に該当し再審査を希望する場合は、受付部局に対し提出書類等を確認して下さい。

なお、資格の有効期限内において、これら以外の事由による等級決定後の再審査は行いません。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の決定を受けた場合
- (2) 合併又は分社により新たに会社が設立された場合
- (3) 国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた場合

10 資格の取消しについて

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は、記載をしなかったことが分かった場合は、その資格を取消します。

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記入しないで下さい。
- (2) 「01 1 新規／2 更新」欄については、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付けて下さい。
- (3) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号を記入して下さい。
- (4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入して下さい。
- (5) 「08 本社（店）住所」から「15 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記入して下さい。
- ① フリガナの欄は、カタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱って下さい。
なお、「09 商号又は名称」欄の「株式会社」等法人の種類を表す文字については、フリガナは必要ありません。
- ② 「08 本社（店）住所」欄での「丁目」、「番地」等は、「－（ハイフン）」により省略して記入して下さい。

(例)

ト	ウ	キ	ヨ	ウ	ト	チ	ヨ	タ	ゝ	ク	カ	ス	ミ	カ	ゝ	セ	キ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	1	－	2	－	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

③ 「09 商号又は名称」欄での「株式会社」等法人の種類を表す文字については、下表の略語を用いて下さい。

なお、該当する略語がない場合は、略さずに記入して下さい。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人			
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)			

(例)

チ	ヨ	タ	カ	ス	ミ	ケ	ン	セ	ツ								
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(株)	千	代	田	霞	建	設									
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

④ 「10 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、性と名前との間は1文字空けて下さい。

(例)

チ	ヨ	タ	タ	ロ	ウ												
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千	代	田	太	郎													
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

⑤ 「12 本社（店）電話番号」、「13 担当者電話番号」欄及び「14 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切って記入して下さい。（ ）は使いません。

(例)

0	3	-	1	2	3	4	-	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑥ 「15 メールアドレス」欄については、当省からの種々の連絡に対応できるアドレスを記入して下さい。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記入して下さい

い。

- ⑦ 「16 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用します。代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「10 代表者氏名」欄への押印は不要となります。ただし、この場合、委任状が必要となりますので、2（6）を参照して下さい。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、代理申請とはなりません。

- (6) 「17 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に○印を付け、[] 内に国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入して下さい。

なお、「2 日本国籍会社（外資比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社を指します。

- (7) 「18 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希工種」という。）に係る建設業の許可または登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を右詰めで記入して下さい。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数を記入します。

- (8) 「19 総合評定値」の各欄については、次により記入して下さい。

① 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、競争参加を希望する工種の区分の番号に○印を付けて下さい。

② 「②総合評定値（P）」の欄には、○印を付した競争参加資格希望工種ごとに総合評定値通知書のP点を記入するほか、これら以外（競争参加資格を希望しない工種）の総合評定値を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他の欄に一括して記入（計上）して下さい。

なお、他の企業を吸収した場合等にあつては、吸収前の企業の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係わるものに限り）を含めた総合評定値を記入します。また、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値の合計を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値の合計それぞれを記入します。

③ 「③申請を希望する部局」欄については、厚生労働省内の複数の部局（別表「厚生労働省資格審査ブロック表」参照）に申請を希望する場合に、同

欄の枠内に記載してあるブロック名の下欄に「①競争参加資格希望工種区分」欄に記載した競争参加資格希望工種ごとに○印を付けて下さい。

2 添付書類の作成方法

(1) 営業所一覧表（様式2）

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記入要領に従って記入することとしますが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表わすコードにつきましては、下表コード用いて下さい。また、営業所ごとに保有する建設業許可業種に○印を付けて下さい。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、様式を複写して使用して下さい。ただし、様式の裏面に記入することは差し支えありませんが、表面に「裏面へ続く」旨注記を施して下さい。

(2) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しを指します。

(3) 総合評定値通知書の写し

希望する競争参加資格工種区分（1（8）①に付けた○印と同一）を指す「建設工事の種類」欄の数字に○印を記入して下さい。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象の総合評定値通知書の写しをそれぞれ提出して下さい。

(4) 共同企業体等調書（様式3）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する申請者が提出します。

様式3「共同企業体等調書（その1）」で足りない場合（⑤の欄を越えて記入する場合）に、様式3（続紙）「共同企業体等調書（その2）」を使用して下さい。

- ① 「建設工事の種類」欄には、競争参加を希望する工種の区分の番号に○印を付けて下さい。
- ② 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあつては構成員ごとに、官公需適格組合にあつては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の各欄にそれぞれ記入します。
- ③ 「年間平均完成工事高」欄には、各構成員の総合評定値通知書における年間平均完成工事高の合計金額を記入します（消費税を含まない額を記入します。なお、千円未満は四捨五入します。）
- ④ 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記載されている金額を上段に、「利益額」欄に記載されている金額を下段にそれぞれ上記②の区分により転記します。
- ⑤ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記②の区分により転記します。
- ⑥ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の評価項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を上記②の区分により転記します。

(5) 納税証明書

直前1年間における法人税（法人の場合）又は所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書を指します。

(6) 委任状

代理人による申請をする場合には、（申請者の）代表者から代理人に、競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成し、必ず原本を提出して下さい。

- (7) 添付書類（申請書類のうち申請書を除いたもの。）の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了の日とします。ただし、決算に関する事項については基準日の直前に決算の確定した日とします。

(8) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類（総合評定値通知書、納税証明書）については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、内容が鮮明であれば代用可能です。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記入して下さい。
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入して下さい。
- (2) 申請書の「09 商号または名称」欄については、「株式会社」等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記入は不要です。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付して下さい。
- (4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する場合は、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額とします。

**厚生労働省の電子入札システムの
利用者登録をしているみなさまへ**

- 平成25年4月1日以降、継続してご利用される場合におきましても、改めて利用者登録の必要があります。詳細につきましては、平成25年2月以降、厚生労働省電子入札システムホームページ（<http://www.ebid.mhlw.go.jp/>）の「お知らせ」に掲載いたします。